令和４年３月

荷主企業　各位

国土交通省 九州運輸局 鹿児島運輸支局

（公社）鹿児島県トラック協会

**燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入について（お願い）**

平素から鹿児島県内のトラック運送事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県のトラック運送事業者を取りまく環境は、新型コロナウイルス感染拡大による輸送量の減少により事業経営に大きな影響を及ぼしているなか、世界経済の回復基調に伴う原油価格の上昇に加えて、ウクライナ情勢の緊迫化に伴う更なる燃料価格高騰により、事業存続に係る大きな危機に直面しています。

国では燃料価格の高騰対策として、平成２０年に「トラック運送業における燃料

サーチャージ緊急ガイドライン」において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定できることとしました。

また、令和２年４月の国土交通省の告示に基づき、鹿児島県トラック協会員のほぼ全ての運送事業者が届け出た「標準的な運賃」において、軽油価格は１００円／㍑で算出し、超えた場合は、別に収受するよう設定しています。

しかしながら、燃料価格の高騰分については、トラック運送事業者は収受できていないのが実態であり、トラック輸送を利用される荷主の皆様のご理解が必要であります。

つきましては、燃料価格高騰による事業者の窮状をご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。

記

**１．燃料サーチャージ制の導入について**

本県トラック運送事業者は国の告示した標準運賃に従い、燃料サーチャージ制

（１００円／㍑を超えた場合割増しを行う）を導入していますので、荷主の皆様におかれては、燃料サーチャージの収受ができますようご理解をよろしくお願いいたします。（別添リーフレットを参照）

**２ 「標準的な運賃」の活用について**

トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、すべてのトラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示しました。

（別添パンフレットを参照）

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

(公社)鹿児島県トラック協会 適正化事業課　TEL：099-210-9498(直通)

国土交通省 九州運輸局 鹿児島運輸支局　TEL：099-261-9192(ガイダンス番号3）